

郡山市図書館協議会委員の選考基準

平成15年4月1日制定
平成20年4月1日一部改正
平成23年6月1日一部改正
平成24年4月1日一部改正
[生涯学習部中央図書館]

郡山市図書館条例（昭和40年郡山市条例第49号。以下「条例」という。）第18条で定める図書館協議会の委員を次の基準により選考する。

- 1 条例第18条第3項に規定する15人以内の選考対象は、次によるものとする。
 - (1) 郡山市小中学校長会
 - (2) 郡山市内の大学の教官
 - (3) 郡山市婦人団体協議会
 - (4) 学識経験を有する者
 - (5) 公募による者

- 2 公募による委員は2人以内とする。

- 3 選考条件は次によるものとする。
 - (1) 多くの人材発掘に努め、他の協議会・審議会委員を含め、考慮すること。
 - (2) 専門的知識等を有する者を優先すること。
 - (3) 司書の資格を有する者の積極的な登用を図ること。
 - (4) 年齢は概ね65歳を超えないものとする。
 - (5) 積極的に、女性委員の登用を図ること。
 - (6) 図書館ボランティアに登録し、経験を有する者の登用を図ること。

附 則

- 1 この基準は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 郡山市図書館協議会委員の選考基準（平成13年6月1日施行）は、廃止する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。